

表

第 号
身 分 証 明 書
住 所 職名及び氏名
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条第1項の規定により、所有者不明土地の管理の適正化のための措置に係る管理不全所有者不明土地又は管理不全隣接土地への立入調査をすることができる者であることを証する。
年 月 日
市町村長 印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋） 第十三条 6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第四十一条 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、管理不全所有者不明土地又は管理不全隣接土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。 2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。
--

備考

不要の部分は消すこと。